別記第２３号様式（第１７条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

熊本県教育委員会　様

（ふりがな）
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所
〒　　℡　　（　　）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」といいます。）第９９条第１項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　　月　　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付：　年　月　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） □第１号該当　→　□利用の停止　□消去 □第２号該当　→　提供の停止 （理由）

１　利用停止請求者　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人
２　請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号 □特定在留カード、特定特別永住者証明書、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　） ※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア　本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人 □任意代理人委任者 （ふりがな） イ　本人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ウ　本人の住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　　□戸籍謄本　　□登記事項証明書　　□その他（　　）
５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　　□委任状　　□その他（　　）

（注）

１　「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

２　「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

３　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

４　「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第１号該当」、「第２号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア　「第１号該当」には、法第６１条第２項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第６３条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第６４条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第６９条第１項及び第２項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ　「第２号該当」には、法第６９条第１項及び第２項の規定（目的外提供制限）又は第７１条第１項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

５　利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第９８条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内にしなければならないこととなっています。

６　本人確認書類等

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第２９条において読み替えて準用する同令第２２条第１項に規定する運転免許証、個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1) の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。